

答 申 書

平成19年8月24日

飯塚市給食運営審議会

はじめに

「食」をとりまく状況として、国においては、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的として、平成17年6月「食育基本法」が公布され、その推進のため、平成18年3月「食育推進基本計画」が策定されているところである。

県においても、国の基本計画に基づき、「ふくおかの食と農推進基本指針」が策定され、食育の推進が行われている。

その推進方策の一つに、学校給食の充実が掲げられているように、学校給食は食育の推進において重要な役割を担っていると考えられる。

もとより学校給食は、児童生徒に安全で栄養のバランスに配慮した食事を等しく提供し、望ましい食習慣の形成、良き人間関係、社交性を育成することをねらいとすることにより、その心身ともに健全な発達を図るために欠かすことのできない重要なものである。

本市は、平成18年3月26日、1市4町が合併して発足したが、学校給食の取扱いについては合併協議の中で検討され、最終的には合併協定書に、現行のとおり新市に引き継ぎ、施設や運営形態については、新市において協議会等を設置し、児童・生徒数の推移や地産地消の観点、学校の統廃合も考慮しながら、全校での完全給食に関する基本的な方針を定め、調整、検討して決定するとある。

本審議会では、学校・地域の状況等を踏まえつつ、広く市民や関係者からの意見を徴し、平成18年10月から4回にわたる審議会で鋭意検討を重ね、ここにその結果を答申として取りまとめた。

本答申が、本市における学校給食の指針となり、更なる充実が図られることを強く期待する。

1 学校給食の平準化について

現在の給食については、飯塚地区180回、穂波地区小学校182回・中学校180回、筑穂地区191回、庄内地区・穎田地区185回の実施となっている。

各地区で現在実施されている回数は、それぞれの実情を考慮されて、設定されていたものと考えられるが、最も多いところと少ないところでは、11回の差がみられる。

調理方式が自校方式であるか、センター方式であるかでも、回数の設定に差があると思われるが、同じ市内の児童、生徒には均一した給食を提供するという考えから、実施回数は統一する必要がある。

実施回数設定にあたっては、現在最も回数の多い地区の現状はどうか、学校の行事や授業との兼ね合いはどうか、といった多面的に協議した中で、全市的にみてサービスの向上につながることで、学校の実情にあった実施可能な回数であることなどを考慮すると、185回というのが望ましいと思われる。

給食費については、1市4町の合併協定の中で平成18年度から小学校月額3,300円、中学校月額3,920円で統一がなされている。

しかし、前に述べたとおり給食回数は現行どおり引継ぎ、統一がなされてなく、地区によって1食当たりの単価に違いがある。

当然回数の多い地区は単価が低くなり、従来に比べ質、量ともに低下がみられ、献立作成や食材選定などにおいて苦勞されているという意見があった。

今回、給食回数を統一するにあたり1食単価が変更になる地区があること、現在の食材の価格状況などから、給食費も再考する必要があると思われる。

給食費はすべて、食材にあてられることから、高く設定すれば良いものを提供することができるが、保護者の負担につながるという面も考慮しなければならない。

そこで、栄養のバランスに配慮した魅力ある学校給食を提供するには、最低でもいくら必要なのか、栄養士等の専門的な意見、他自治体の給食費などを参考に検討すると、1食当たりの単価が小学校で210円程度、中学校で245円程度が必要であると考えられる。

2 センター方式及び自校方式の学校給食について

現在の調理方式状況は、飯塚地区（小学校12・中学校7）、颯田地区（小学校1・中学校1・幼稚園1）がセンター方式で、穂波地区（小学校5・中学校2）、筑穂地区（小学校3・中学校1）、庄内地区（小学校1・中学校1）が自校方式で実施されている。

センター方式、自校方式、それぞれメリット、デメリットを提示した中で検討を行った。

メリットとしては、センター方式は施設整備の重点整備が図られることなど、自校方式は調理から給食提供の時間が短くてすむなどがあげられ、デメリットはそれぞれメリットに相對するものと考えられる。

いろいろ議論する中で、やはり重要なことは、衛生管理面を十分配慮した給食事業の運営であること、学校給食が児童生徒にとって、また、教育という観点に立って効果的でなければならないということである。

もちろん、経費の問題もあるが、調理に細かい配慮ができること、食べる時間と出来上がりの時間が近いといったこと、また、健全な食生活は健康で豊かな人間性の基礎をなすものであることから子どもの食育の重要性、給食を提供する側と受ける側との意思の疎通がとりやすいなど、総合的に考えると自校方式が望ましい。

ただ、実施にあたっては施設の整備が必要となってくるが、今後、学校の統廃合も含め、情勢を見極めながら、より有効な実施が望まれる。

3 学校給食の運営方式について

現在、本市では、自校方式である庄内中学校の調理業務が民間に委託され、他は直営で運営されている。

協議の中で、民間委託費と直営で実施した場合の経費を比較した資料や他自治体の状況、国からの学校給食業務の運営の合理化の推進などの説明を受け、審議会では検討を行った。

直営で実施した場合、教育の一環であり、住民サービスにおける給食提供という認識が高いと思われ、民間委託で実施した場合、経費的には効果は期待できるものと考えられるが、業者との連携の重要性が求められるなど意見が出された。

行政運営において、効率化や合理化が求められ、民間の活用が推進されている今日、民間委託も視野に入れた検討をしていくことも必要と考える。

直営、民営委託いずれの実施にしても、衛生管理の徹底、安心かつ安全な学校給食の提供などに十分配慮した学校給食の充実に努めることが必要である。